第3次鳥栖市男女共同参画行動計画 新旧対照表(具体的施策)新計画P39~50、前の計画(※第2次計画冊子の頁)P44~61 下線部分は変更部 **資料3** 

<del>277</del> 3 17	  - 	カタデ	<u> </u>	<b>利山岡[39,0</b> 6	」   	/フ <u>ロ   四</u>	いか		. 타니
			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
44	1 男共参学機の実 女同画ぶ会充	1	教育の場において、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす男女平等教育を推進し、自立した豊かな人間性の実現に努めます。  ●人権教育、家事能力向上・家族の役割と責任の学習  ・道徳や技術・家庭科等の授業を通し、人権教育や家事のワークシェアリングの学習の充実を図る。	学校教育課	39	1 男共参学教機の実女同画ぶ育会充	1	教育の場において、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす男女平等教育を推進し、自立した豊かな人間性の実現に努めます。  ●人権教育家事能力向上・家族の役割と責任の学習  ・道徳や技術・家庭科等の授業を通し、人権教育や家事のワークシェアリングの学習の充実を図る。  ・性の多様性に関する講演や生徒会を中心とした啓発活動により学習の充実を図る。	学校教育課
44	2 保教関者意高・育育係の識め		教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう話し合いや研修の機会の確保に努め、日常活動における固定的な性別役割分担を見直し改善を図り、教育の場における男女共同参画を推進します。  ●保育園・幼稚園における教育者の研修/話し合いの場の確保 ・男女共同参画の意識を高める話し合いの場を設定する。 ・男女共同参画に関する研修を実施する。	こども育成課	39	1 男共参学教機の実女同画ぶ育会充	3	教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう話し合いや研修の機会の確保に努め、日常活動における固定的な性別役割分担を見直し改善を図り、教育の場における男女共同参画を推進します。  ●保育園・幼稚園における教育者の研修/話し合いの場の確保 ・男女共同参画の意識を高める話し合いの場を設定する。 ・男女共同参画に関する研修 <u>に参加する。</u>	こども育成課
44	2 保教関者意高	4	男女共同参画の意識づくりのために、講演会や講座等の学習機会の充実を図ります。  ●生涯学習における教育者の研修 <u>・男女共同参画等に関する講演会等に参加を促す。</u>	生涯学習課	39	2 学機へ参促るづ 習会の加進環り	5	男女共同参画の意識づくりのために、意識啓発と講演会や講座等の学習機会の充実を図ります。  ●生涯学習における教育者の研修  ・県や市などが実施する男女共同参画などの人権 意識を高める研修に参加する。	生涯学習課

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
50	23 性少者す解推 の数にるの進	36	性的少数者に対する理解が進むよう啓発に努めます。  ●性的少数者に関する理解促進のための啓発  ・ホームページ等による啓発を行い、性的少数者への理解を進める。	市民協働推進課	40	2 学機へ参促るづ留会の加進環り	12	性的少数者の差別解消等に向けた啓発と取り組みを推進します。  ●性的少数者に関する理解促進のための啓発 ・ホームページや市報等による啓発を行い、性的少数者への理解を深める。 ・講座や研修等を開催し、性的少数者への理解を促進する。	市民協働推進課
45	9男共参関情等収及供女同画す報の集びにる		男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。  ●図書館における男女共同参画に関する図書資料等の充実  ・毎週実施している図書資料の選書において、男女共同参画に関するものを追加し資料の充実を図る。 ・男女共同参画週間に合わせて、毎年6月に男女共同参画に関するテーマ展示を行う。	生涯学習課	40	3 男共参関情等収及供女同画す報の集びにる 提	15	市報やホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する法令や催事等を積極的に広報する等、男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。  ●図書館における男女共同参画に関する図書資料等の充実  ・図書資料の選書において、男女共同参画に関するものを追加する等の資料の充実を図る。  ・男女共同参画週間に合わせて、毎年6月に男女共同参画に関するテーマ展示を行う。	生涯学習課

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
45	9 男共参関情等収及供女同画す報の集びにる	14	男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。  ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供 ・まちづくり推進センターや <u>勤労青少年ホーム</u> において、男女共同参画に関する情報を提供する。	市民協働推進課生涯学習課	40	3 男共参関情等収及供女同画す報の集びにる 提		市報やホームページ等の広報媒体を活用し、男女 共同参画に関する法令や催事等を積極的に広報す る等、男女共同参画に関する様々なニーズに対応 した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。 ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供 ・まちづくり推進センターや生涯学習センターにおいて、男女共同参画に関する情報を提供する。	市民協働推進課生涯学習課
	21 妊出育期け援談充 焼産児にるとの実	22	母親と乳幼児等の健康を維持するため、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行うとともに、母親の心の健康を支援します。  ●母子保健事業の推進 ・ほやほや教室、ぴよぴよ教室を実施する。 ・保健師・助産師が妊産婦乳幼児家庭を訪問する。 ・育児相談を実施する。 ・母子保健推進員が乳幼児家庭を訪問する。 ・幼児健診(1歳半、3歳)を通じて、子どもと母親の健康づくりを支援する。  子育てに困難を抱える家庭の生活の安定に必要な	健康増進課	41	6 子にるフテにたてすイ ジじ援		母親と乳幼児等の健康を維持するため、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行うとともに、母親の心の健康を支援し、母親と乳幼児等の健康の保持増進のため、母子保健施策を講じ、妊娠期から子育で期までの切れ目ない支援を目指します。  ●母子保健事業の推進 ・母子健康包括支援事業を実施する。 ・佐賀県が行う子育で支援カウンセラー派遣事業の関係情報を提供する。	健康増進課
	17		于育でに困難を抱える家庭の生活の安定に必要な 支援を継続するとともに相談体制の充実を図りま す。					<u>経済的に困難を抱える家庭等への支援を通し、士育て家庭のライフステージに応じた様々な支援に取り組むとともに、</u> 多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。	

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
48	7子にをるの立援充育困抱家自支の実て難え庭	26	●経済的に困難を抱える家庭への支援 ・経済的な理由で給食費や学用品費等の支払いに 困っている家庭に対し、費用の一部を援助する就学 援助費を支給する。	学校教育課 教育総務課	42	6 子にるフテにたてすイ ジじ援	22	●経済的に困難を抱える家庭への支援 ・経済的な理由で給食費や学用品費等の支払いに 困っている家庭に対し、費用の一部を援助する就学 援助費を支給する。 ・生活困窮の家庭を訪問して、保護者・児童生徒の 困り感を把握し、適切な指導・支援を行う。 ・入手が困難な児童生徒が必要な時に使えるよう、 市立小中学校の女子トイレに生理用品を無償設置 する。	学校教育課 教育総務課

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	20011	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
48	17 子にをるの立援充 育困抱家自支の実		子育でに困難を抱える家庭の生活の安定に必要な 支援を継続するとともに相談体制の充実を図りま す。  ●経済的に困難を抱える家庭への支援 ・住宅に困窮する低額所得者の母子に対し、市営住 宅(母子世帯向特定目的住宅)へ優先入居の支援 措置を行う。	建設課	42	6 子にるフテにたてすイ ジじ援	23	経済的に困難を抱える家庭等への支援を通じ、子育て家庭のライフステージに応じた様々な支援に取り組むとともに、多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。  ●経済的に困難を抱える家庭への支援  ・住宅に困窮する低額所得者のひとり親家庭に対し、市営住宅(ひとり親家庭向け特定目的住宅)へ優先入居の支援措置を行う。	建設課
52	27 様育一の せ せ せ せ も も も も も も も も も も も も も も も	43	多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。  ●特別保育事業の充実 ・一時預り、延長保育、休日保育、病後児保育等の特別保育を実施し、保育サービスの充実を図る。	こども育成課	42	6 子にるフテにた 育関ラス 一応支 ですイ ジじ援	24	経済的に困難を抱える家庭等への支援を通じ、子育て家庭のライフステージに応じた様々な支援に取り組むとともに、多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。  ●特別保育事業の充実  ・一時預かり、延長保育、病児・病後児保育等の特別保育を実施し、保育サービスの充実を図る。	こども育成課

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
	0.7		多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。			6 マ <b>ニ</b> ケ		経済的に困難を抱える家庭等への支援を通じ、子育て家庭のライフステージに応じた様々な支援に取り組むとともに、多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。  ●放課後児童クラブ事業の充実	
52	27 多様な サスの 供	44	●放課後児童クラブ事業の充実 ・各学校の敷地内の専用施設や学校の余裕教室等を利用し施設規模の適正化を図り、また、民間が設立運営する放課後児童クラブに対し、補助を行い、児童の安全安心な生活の場を確保する。 ・指導員の配置基準を設定し、児童の健全育成を図る。	生涯学習課	42	子にるフテにたてすイ ジじ援	25	・各学校の敷地内の専用施設や学校の余裕教室等を利用し施設規模の適正化を図り、また、民間が設立運営する放課後児童クラブに対し、補助を行い、児童の安全安心な生活の場を確保する。 ・指導員の配置基準を設定し、児童の健全育成を図る。 ・(削除)	生涯学習課
			・利用時間の延長、小学4年生以上の利用等利便性の向上を図る。 多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供					経済的に困難を抱える家庭等への支援を通じ、子育て家庭のライフステージに応じた様々な支援に取	
52	27 多 条 育 ー の 供	46	●放課後子ども教室の開催 ・まちづくり推進センターで水曜日の放課後や土曜日等に、学習やスポーツ・文化活動等を通して、地域住民との交流を図りながら、子どもたちが安心して健やかに活動できる場所を提供する。	市民協働推進課	42	6 子にるフテにたてすイ ジじ援	27	り組むとともに、多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。  ●放課後子ども教室の開催  ・まちづくり推進センターで水曜日の放課後や土曜日等に放課後子ども教室を開催し、学習やスポーツ・文化活動等を通して、地域住民との交流を図りながら、子どもたちが安心して健やかに活動できる場所を提供する。	市民協働推進課

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
49	18 高者生支の実 齢の活援充	28	高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進します。  ●各種在宅サービスの提供/地域における在宅高齢者の支援 ・高齢者が介護や支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう適切な介護保険サービスや高齢者福祉サービスの提供ができる体制の整備を図る。	社会福祉課 ⇒ 高齢障害福祉課	42	7 生不抱様人自社参へ支活安え々の立会加の援にをたな と	28	全国的に高齢化率の上昇が見込まれる中、寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、高齢者になっても、心身ともに健康で充実した生活を送れるように、若者から高齢者までの保健事業を一体的に進めます。また、寝たきりや閉じこもりの予防のため、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。高齢者や障害者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進するとともに、社会参加へ向けた取り組みや支援等を行います。  ●地域における在宅高齢者の支援 ・高齢者が介護や支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、適切な介護保険サービスや高齢者福祉サービスを提供するとともに、地域包括支援センター等の相談機関と連携し、支援を進める。	高齢障害福祉課

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
49	19 齢の立会加支と		働くことへの意欲や趣味、社会活動等の生きがいを持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切さを発信します。また、寝たきりや閉じこもりの予防のための自発的な活動に、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取組を目指します。  ●シルバー人材センター事業の支援・拡充 ・シルバー人材センター運営への支援を行うことにより、高齢者の就労を促進し、生きがいづくりの支援と社会参加の促進を図る。 ・介護予防に関する知識や技術を習得した担い手の育成を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援する。		42	7 生不抱様人自社参へ支活安え々の立会加の援にをたな と		全国的に高齢化率の上昇が見込まれる中、寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、高齢者になっても、心身ともに健康で充実した生活を送れるように、若者から高齢者までの保健事業を一体的に進めます。また、寝たきりや閉じこもりの予防のため、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。高齢者や障害者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進するととともに、社会参加へ向けた取り組みや支援等を行います。  ●シルバー人材センター事業の支援/介護予防の担い手の育成 ・シルバー人材センター運営への支援を行うことにより、高齢者の就労を促進し、生きがいづくりの支援と社会参加の促進を図る。 ・介護予防に関する知識や技術を習得した担い手の育成を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援する。	高齢障害福祉課

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	W-14	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
49	19 高者自社参の援齢の立会加支	30	働くことへの意欲や趣味、社会活動等の生きがいを 持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切 さを発信します。また、寝たきりや閉じこもりの予防 のための自発的な活動に、地域の高齢者が自ら参 加することで、介護予防に向けた主体的な取組を目 指します。  ●食や運動に関する教室の開催 ・高齢者を対象にした健康教室を開催する。	健康増進課	43	7 生不抱様人自社参へ支活安え々の立会加の援にをたな と		全国的に高齢化率の上昇が見込まれる中、寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、高齢者になっても、心身ともに健康で充実した生活を送れるように、若者から高齢者までの保健事業を一体的に進めます。また、寝たきりや閉じこもりの予防のため、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。。高齢者や障害者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進するとともに、社会参加へ向けた取り組みや支援等を行います。  ●食や運動に関する教室の開催/介護予防教室の開催 ・高齢者を対象にした食に関する教室を開催する。(食生活改善推進協議会へ委託) ・出前講座を通じ、介護予防や健康づくりに関する知識の周知を図り、実践の支援を行う。	健康増進課

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
51	26 護防推	41	働くことへの意欲や趣味、社会活動等の生きがいを持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切さを発信します。また、寝たきりや閉じこもりの予防のための自発的な活動に、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取組を目指します。  ・身近な場所での継続的な介護予防の取組や、介護予防に関する知識や技術を習得した担い手の育成等環境整備を図り高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援する。	社会福祉課 ⇒ <u>高齢障害福祉課</u> <u>健康増進課</u>	43	7 生不抱様人自社参へ支活安え々の立会加の援にをたな と	31	全国的に高齢化率の上昇が見込まれる中、寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、高齢者になっても、心身ともに健康で充実した生活を送れるように、若者から高齢者までの保健事業を一体的に進めます。また、寝たきりや閉じこもりの予防のため、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。高齢者や障害者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進するとともに、社会参加へ向けた取り組みや支援等を行います。  ●介護予防教室の開催(高齢障害福祉課分)  ・身近な場所での継続的な介護予防の取組や、介護予防に関する知識や技術を習得した担い手の育成等環境整備を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援する。	<u>高齢障害福祉</u> 課 ⇒健康増進課 分はNO.30の 事業に統合

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
なし	なし	なし			43	8 多性重環の備 尊る	34	性の多様なあり方に配慮するため、庁内の申請書等の性別表記の廃止や変更等について検討します。  ●庁内の申請書欄の性別欄の廃止や変更  ・庁内における申請書等への性別記入欄の削除または多様な性への対応(国・県様式を除く)を行う。	市民協働推進課
51	24 思期け康育充 お健	37	青少年が発達段階における心身の変化等に応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。  ●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発 ・沐浴人形や妊婦シュミレーター等、教育教材等の貸し出しや性についての情報を提供する。 ・養護教諭との連携を図る。 ・食育に関する講話を要望に応じて行う。 ・食生活改善推進員が家庭科の調理実習を手伝い、健康や食に関する啓発を行う。	健康増進課	43	9 生通心の康援 涯じ身健支	35	市民一人ひとりが、生涯を通して心身ともに健康であることの重要性や男女の性に関する正しい知識・情報を知ることができるよう、各種健康事業や意識啓発に取り組みます。また、青少年が発達段階における心身の変化等に応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。  ●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発・・沐浴人形や妊婦シミュレーター等、教育教材等の貸し出しや性についての情報を提供する。 ・養護教諭との連携を図る。 ・夏休み親子健康教室を開催し、子どもの健康づくり講座を実施する。	健康増進課

			第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
51	25生通心の康援 涯じ身健支		男女の性の違いにより異なる健康上の問題に対する予防情報を提供し、健康保持や体力向上のためのスポーツやレクリエーション活動の機会を提供します。  ●乳がんや子宮がん等の各種健診・予防/健康マイレージ制度による健康づくりの推進/更年期等に関する相談 ・乳がん検診や子宮がん検診等の受診者数を増やし、疾病の早期発見・早期治療につなげる。 ・がん予防月間における啓発を実施する。 ・うらら健康マイレージクラブへの参加者数を増やし、健康づくりを支援する。 ・女性特有の更年期の病気の相談に対応する。	健康増進課	44	9 生通心の康援 涯じ身健支	36	市民一人ひとりが、生涯を通して心身ともに健康であることの重要性や男女の性に関する正しい知識・情報を知ることができるよう、各種健康事業や意識啓発に取り組みます。また、青少年が発達段階における心身の変化等に応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。  ●乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診の実施/更年期等に関する相談 ・疾病の早期発見・早期治療に繋げる。 ・更年期の病気の相談に応じる。	健康増進課

		第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)				
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課		
50	22 性殖す康利啓生関健権	34	男女がともに自分自身と相手を大切にし、自己決定できる権利についての意識の浸透を図るとともに、若い世代に対する母体保護に必要な知識の普及・啓発を図ります。  ●性感染症予防等の啓発/女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利の啓発 ・育児相談等個別の相談時に、子どもの数や出産する時期等について自己決定を行い、望まない妊娠をさけ、生涯を通じて健康であり続けることができる権利の重要性を啓発する。	健康増進課	44	9 生通心の康援 涯じ身健支	39	市民一人ひとりが、生涯を通して心身ともに健康であることの重要性や男女の性に関する正しい知識・情報を知ることができるよう、各種健康事業や意識啓発に取り組みます。 また、青少年が発達段階における心身の変化等に応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。  ●性感染症予防等の啓発/女性が自らの身体を大切にすることの啓発 ・母子健康手帳発行時、性感染症予防のリーフレットを配布、説明する。 ・妊娠届け出や育児相談等個別の相談時に、生涯を通じて健康であり続けることの大切さを伝える。	健康増進課		
50	22 性殖す康利啓生関健権	35	男女がともに自分自身と相手を大切にし、自己決定できる権利についての意識の浸透を図るとともに、若い世代に対する母体保護に必要な知識の普及・啓発を図ります  ●女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利の啓発  ・講演会等の機会に、男女が生涯を通じて健康であり続けることができる権利の重要性を啓発する。	市民協働推進課	44	9 生通心の康援 涯じ身健支	40	市民一人ひとりが、生涯を通して心身ともに健康であることの重要性や男女の性に関する正しい知識・情報を知ることができるよう、各種健康事業や意識啓発に取り組みます。また、青少年が発達段階における心身の変化等に応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。  ●女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利の啓発 ・学校を含めた講演会等の機会に、男女が生涯を通じて健康であり続けることができる権利の重要性を啓発する。	<mark>学校教育課</mark> 市民協働推進課		

			第2次計画(後期計画)(現行計画)				第3次計画(案)				
ページ番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課		
56	37 DV害支係相体の化 にる		関係課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者の個人情報の保護にも配慮しつつ、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。  ●庁内相談担当者間の連携強化/被害者の安全と安心の確保 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・国民健康保険に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。	国保年金課	45	11 相様の実	45	関係課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者の個人情報の保護にも配慮しつつ、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。  ●庁内相談担当者間の連携強化/被害者の安全と安心の確保 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。	国保年金課		
56	37 D害支係相体の化 被 にる	71	関係課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者の個人情報の保護にも配慮しつつ、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。  ●庁内相談担当者間の連携強化/学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・スクールカウンセラーを設置し、安心して相談できる体制をつくる。 ・家庭児童相談員や民生委員等と密接に連携をとりながら、被害者の支援に努める。	学校教育課	46	11 相体の実	50	関係課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者の個人情報の保護にも配慮しつつ、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。  ●庁内相談担当者間の連携強化/学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談(学校教育課) ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・スクールカウンセラーを設置し、安心して相談できる体制をつくる。 ・家庭児童相談員や民生委員、スクールソーシャルフーカー等と密接に連携をとりながら、被害者の支援に努める。	学校教育課		

			第2次計画(後期計画)(現行計画)				第3次計画(案)			
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	
58	41 あるの期見止策ゆカ	00	DVや児童虐待等あらゆる暴力の早期発見に努めるとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。  ●要保護児童等対策地域協議会の開催 ・要保護児童等対策地域協議会を開催し、関連機関の連携情報の共有化を図る。 ・市報やポスター等を通じて児童虐待やDVが犯罪であることの周知を図り、疑いのある場合は、児童相談所、市、民生委員等へ通告するよう <u>啓発する。</u>	こども育成課	46	13 早発防対つる整 にが制 とにが制	58	DVや児童虐待等あらゆる暴力の早期発見に努めるとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。 <ul><li>●要保護児童等対策地域協議会の開催</li><li>・要保護児童等対策地域協議会を開催し、関連機関の連携情報の共有化を図る。</li><li>・市報やポスター等を通じて児童虐待やDVが犯罪であることの周知を図り、疑いのある場合は、児童相談所、市、民生委員等へ通告するよう啓発を行う。</li></ul>	こども育成課	
なし	なし	なし			46	13 期見止策な体備	59	DVや児童虐待等あらゆる暴力の早期発見に努めるとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。  ●家庭児童相談システムの運用 ・関係課の相談情報を一括管理し、情報共有を図る。	こども育成課	

		第2次計画(後期計画)(現行計画)						第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
54	33女の済地の上境整性経的位向との備	58	農業・自営業等に従事する女性の役割や仕事への適正な評価、労働条件の改善等への啓発を行い、女性の経済的地位向上を図ります。  ●家族経営協定の推進/関係機関と協力した農業者への啓発 ・農業委員会、県農業改良普及センターと連携し、パンフレットの配布やホームページへの掲載、研修会の実施等で周知を図り、優良農家へ家族経営協定締結を働きかける。 ・県農業改良普及センターと連携し、農家の所得向上と女性の能力発揮のため、農村女性の加工グループ等へ研修会の参加促進や販売助言等で支援及び新たな育成を行う。	農林課	49	17就のお男共参の進業場け女同画推にる	74	各種情報提供やセミナー等を通じ、女性の就労や能力開発、起業等を支援します。また、市内事業所等に対して、男女の区別なく個人の能力に応じた評価と待遇を受けることができる職場環境づくりの重要性を啓発します。また、農業・自営業等に従事する女性の役割や仕事への適正な評価、労働条件の改善等への啓発を行い、女性の経済的地位向上を図ります。  ●家族経営協定の推進/関係機関と協力した農業者への啓発 ・農業委員会、県農業振興センターと連携し、パンフレットの配布やホームページへの掲載などで、周知を図り優良農家へ家族経営協定締結を働きかける。 ・女性の能力発揮のため、県農業振興センターと連携し、女性農業者の研修会への参加促進やネットワークづくりなど、支援及び新たな育成を行う。	農林課
54	31 事庭両支の実と	54	市において、特定事業主行動計画に基づき、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。  ●職員の男女共同参画推進デーの推進 ・毎月最初の勤務日を男女共同参画推進デーと定め、推進する。また、推進デーの周知に合わせ、ワーク・ライフ・バランス等男女共同参画に関する情報提供を行う	市民協働推進課	50	18 事庭両支の実と	83	ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直し等について啓発し、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。  ●職員の男女共同参画推進デーの推進 ・毎月最初の勤務日を男女共同参画推進デーと定め、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する。また、推進デーの周知に合わせ、ワーク・ライフ・バランス等男女共同参画に関する情報提供を行う。	市民協働推進課

		第2次計画(後期計画)(現行計画)						第3次計画(案)	
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
52	29男の児の加進性育へ参促	47	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。  ●子どもクラブ活動等への参加促進 ・各町区、各地区及び市子どもクラブにおいて、球技大会、マラソン大会及び野外活動等、親子で参加できる行事や、各町区の代表者を対象に子育てに関する研修会を開催する。	生涯学習課	50	19 男の事児の加進 性家育へ参促		男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。  ●子ども会活動等への参加促進 ・各町区、各地区及び市子ども会において、球技大会、マラソン大会及び野外活動等、親子で参加できる行事や、各町区の代表者を対象に子育てに関する研修会を開催する。 ・子ども会活動における男女共同参画の啓発への支援を行う。	生涯学習課

		第2次計画(後期計画)(現行計画)					第3次計画(案)				
ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課	ページ 番号	施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課		
52	29 男の児の加進性育へ参促	48	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。  ●父親向けの育児講座の開催 ・保育所・幼稚園等の園庭開放を土曜日にも実施することで、父親に子どもとの関わりを促す。 ・子育て支援センターや保育所で、父親向けに育児への関心や意識を持ってもらうための講座や講演会を開催する。 ・子育て支援コーディネーター事業において、父親にも関心を持ってもらえるような情報の提供を行う。	こども育成課	50	19男の事児の加進 世家育へ参促	85	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。 <u>父親への関連情報の提供</u> ・保育所・幼稚園等の園庭開放を土曜日にも実施することで、父親に子どもとの関わりを促す。 ・(削除) ・子育て支援コーディネーター事業において、父親にも関心を持ってもらえるような情報の提供を行う。	こども育成課		
53	29 男育の促 のへ加	49	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。  ●父親向けの育児講座の開催  ・保育所・幼稚園等の園庭開放を土曜日にも実施することで、父親に子どもとの関わりを促す。 ・子育て支援センターや保育所で、父親向けに育児への関心や意識を持ってもらうための講座や講演会を開催する。 ・子育て支援コーディネーター事業において、父親にも関心を持ってもらえるような情報の提供を行う。	健康増進課	50	19 男の事児の加進 性家育へ参促	86	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。  ● 育児教室・幼児健診の実施 ・2ヶ月児のほやほや教室、5、6ヶ月児の離乳食教室等育児学級の中でも父親の育児参加を促す。 ・両親、祖父母等、子育てに関わる人の育児教室や幼児健診等への参加を促す。	健康増進課		